

令 和 5 年 度

三木市健全化判断比率等審査意見書

令 和 6 年 9 月
三 木 市 監 査 委 員

三監報第7号
令和6年9月2日

三木市長 仲田一彦様

三木市監査委員 石本成史

三木市監査委員 堀元子

令和5年度三木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度三木市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

目 次

第1	準拠	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の実施場所及び日程	1
第6	審査の結果	1
1.	総括	2
2.	個別指標	3
3.	是正を要する事項	6

令和 5 年度 三木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 準拠

本審査は「三木市監査基準」に準拠している。

第 2 審査の対象

- (1) 令和 5 年度 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）
- (2) 令和 5 年度 資金不足比率（水道事業会計の資金不足比率、下水道事業会計の資金不足比率）

第 3 審査の着眼点

- (1) 財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか

第 4 審査の主な実施内容

算定の基礎となる事項を記載した書類について、その計数の点検、関係書類との照合及び関係部課長等からの説明を聴取して審査した。

第 5 審査の実施場所及び日程

実施場所 三木市役所及び上下水道庁舎 会議室

実施期間 令和 6 年 6 月 4 日から 7 月 24 日まで

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、法令に適合し、かつ正確であることを認めた。

なお、審査の概要は次のとおりである。

1. 総括

ア 健全化判断比率

区分	令和5年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
(ア) 実質赤字比率	— %	12.51 %	20.00 %
(イ) 連結実質赤字比率	— %	17.51 %	30.00 %
(ウ) 実質公債費比率 (3か年平均)	6.4 %	25.0 %	35.0 %
(エ) 将来負担比率	17.1 %	350.0 %	

(注) 数値が生じていない場合は「—」と表示

イ 資金不足比率

区分	令和5年度 決算	経営健全化 基準
(ア) 水道事業会計	— %	20.0 %
(イ) 下水道事業会計	— %	

(注) 数値が生じていない場合は「—」と表示

2. 個別指標

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

一般会計等（普通会計に相当する会計のこと）の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

区分	金額(千円)
一般会計等の実質赤字額	△441,053
標準財政規模	19,648,403

本年度の実質収支は441,053千円の黒字となっているため、実質赤字は生じていない。

イ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

区分	金額(千円)
連結実質赤字額	△3,716,097
標準財政規模	19,648,403

本年度は、一般会計・特別会計ともに実質赤字が生じていない。全会計を合計した連結実質収支等の合計額は3,716,097千円の黒字となっているため、連結実質赤字は生じていない。

ウ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずるものとの額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

区 分		金 額 (千円)
A	地方債の元利償還金	3,728,348
B	準元利償還金	1,180,795
C	特定財源	651,050
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,117,777
E	標準財政規模	19,648,403
実質公債費比率(単年度)		6.9%
実質公債費比率(3か年平均)		6.4%

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は、前年度から0.7ポイント悪化して6.4%となったが、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

工 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

区分		金額(千円)
A	将来負担額	50,826,221
B	充当可能基金額	8,112,787
C	特定財源見込額	6,016,960
D	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	33,867,904
E	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,117,777
F	標準財政規模	19,648,403
将来負担比率		17.1%

本年度の将来負担比率は、前年度から 9.7 ポイント改善して 17.1%となり、早期健全化基準である 350.0%を下回っている。

(2) 資金不足比率

公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率であり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資 金 の 不 足 額}}{\text{事 業 の 規 模}}$$

ア 水道事業会計

令和5年度は、資金不足を生じていない。

イ 下水道事業会計

令和5年度は、資金不足を生じていない。

ただし、収益的収入及び資本的収入において、一般会計から874,000千円の繰入金が収入として計上されている。

3. 是正を要する事項

特に指摘すべき事項はない。